

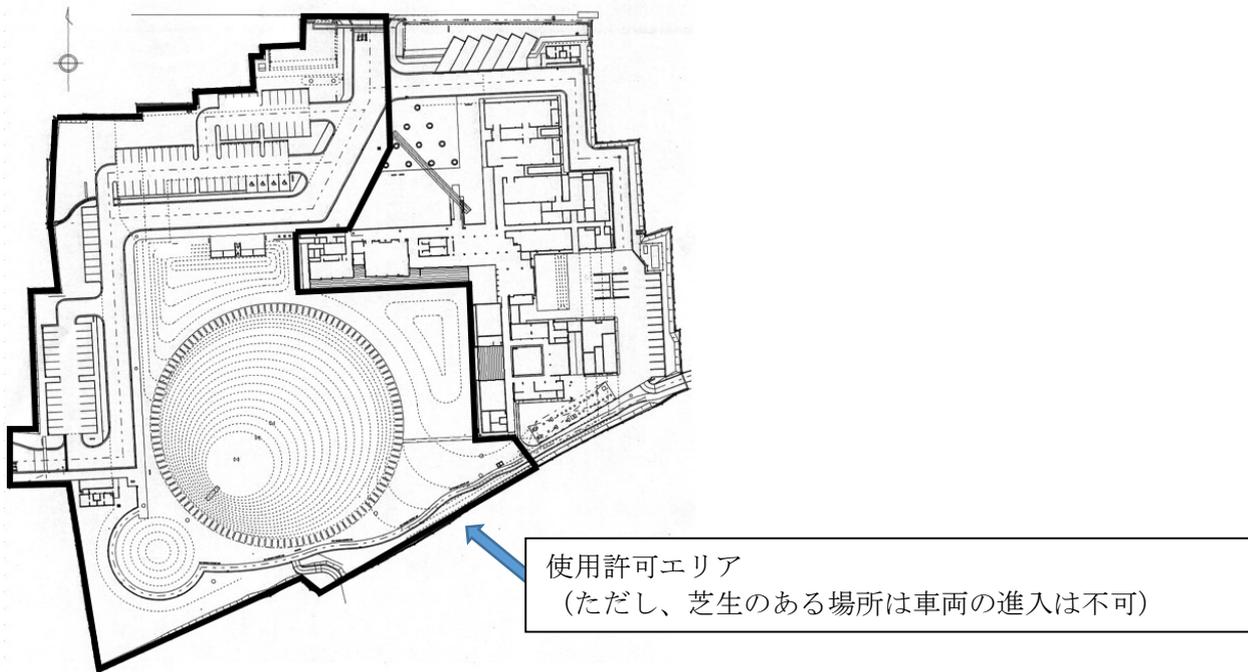
## あま市七宝焼アートヴィレッジにおけるキッチンカー等の使用について

あま市七宝焼アートヴィレッジにおける地域交流や賑わいの創出、来館者の利便性の向上を目的とし、地域の団体や民間事業者について、ふれあい広場などが使用できるようになりました。

### ● 許可対象となる使用目的

キッチンカーやマルシェによる飲食物などの販売、地域の団体や民間事業者が実施するイベントなどで地域交流や賑わいの創出、来館者の利便性の向上が図られるものが対象となります。

### ● 使用許可のエリア



- 使用可能日時・・・施設開館日の午前9時から午後5時まで(準備、撤収時間含みます。)ただし、夜間でしか実施できない、もしくは夜間も含めなくては実施できないと認められるものについては、午後9時までの使用を許可する場合がありますのでご相談ください。

### ● 使用料 (1日あたりの料金)

- ・キッチンカー (1台: 約25㎡)  
1台: 市内事業者1,000円、市外事業者2,000円
- ・販売ブース (1か所: 約10㎡)  
1店舗、又は1ブース: 市内事業者1,000円、市外事業者2,000円
- ・イベントエリア (キッチンカー、販売ブース以外のエリア)  
1㎡あたり5円

● 手続き及び提出書類

○ 仮申請（本申請提出予定日の10日前までに提出してください。）

（共通）

- ・ヒアリングシート

（マルシェ、イベントなどの場合）

- ・イベント企画の概要が分かる資料（任意様式）

○ 本申請（実施日の属する月の3箇月前の月の1日から実施日の1か月前までに提出してください。）

（共通）

- ・行政財産目的外使用許可申請書
- ・行政財産目的外使用料減免申請書（該当する場合）
- ・使用者名簿（複数の場合）

（マルシェ、イベントなどの場合）

- ・企画書（任意様式、チラシの写しなど内容が分かるもの）
- ・会場レイアウト図面（任意様式）

（食品の販売などを行う場合）

- ・食品衛生責任者証又はそれに代わる資格証明書の写し
- ・製造、販売、営業等に関する許可証の写し
- ・生産物賠償責任保険（PL保険）等の証明書の写し
- ・その他、届出が必要な場合は届出の写し

（乗用車を使用して販売などをする場合）

- ・対象車の自動車検査証又は自動車検査証記録事項の写し
- ・運転免許証等の本人確認ができる書類の写し

（火気を使用する場合）

- ・海部東部消防署への届出の写し

（発電機のみを使用する場合でも届出が必要となる場合がありますので消防署にご確認ください。）